

館山市談合情報対応マニュアル

第1 通則

1 目的

このマニュアルは、館山市が発注する建設工事について、談合又は官製談合（以下「談合等」という。）に係る情報の提供があった場合の対応、公正入札調査委員会の調査及び入札事務の取扱い等について必要な事項を定め、適切かつ円滑な事務の遂行に資することを目的とする。

2 定義

このマニュアルにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）談合情報

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条及び第8条第1号、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定に違反すると思料される情報をいう。

（2）官製談合情報

入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号。以下「官製談合防止法」という。）第2条第5項及び第8条の規定に違反すると思料される職員の関与が疑われる情報をいう。

（3）公正入札調査委員会

館山市公正入札調査委員会をいう。なお、館山市公正入札調査委員会は、館山市入札・契約制度等検討委員会規程（平成27年3月6日制定）に規定する館山市入札・契約制度等検討委員会をもってこれに充てる。

公正入札調査委員会の事務局は、総務部管財契約課が所掌する。

（4）職員

館山市の職員をいう。

（5）人事担当課

総務部総務課をいう。

第2 談合等に係る情報の把握及び初期対応等

1 談合等に係る情報の把握

職員は、談合等に係る情報に接したときは、次に掲げるところにより、可能な限り当該情報の把握に努めるものとする。

（1）情報提供者の氏名、職業、連絡先、当該情報の内容について、明らかにするよう要請すること。

ただし、相手方が匿名を希望している場合は、氏名以外について、明らかにするよう要請すること。

（2）報道機関の報道又は通報（以下「新聞報道等」という。）により談合等に係る情報に接した場合には、報道機関名、報道機関の連絡担当者及び連絡先を確認の上、報道活動に支障

のない範囲で、当該情報の出所及び内容について、明らかにするよう要請すること。

2 報告

(1) 談合等に係る情報に接した職員は、直ちに公正入札調査委員会（以下「調査委員会」という。）の事務局（以下「事務局」という。）へ報告するものとする。なお、官製談合情報の場合は、関与が疑われる職員（以下「関与職員」という。）に対する情報の秘匿について十分に留意すること。

(2) 事務局は、談合等に係る情報の報告を受けた場合には、別記様式第1により談合等情報報告書を作成し、速やかに調査委員会の委員長（以下「委員長」という。）に報告を行うものとする。

また、官製談合情報の報告を受けた場合には、人事担当課にも併せて報告するものとする。

(3) 委員長は、事務局からの報告を受けた場合、市長に速やかに報告するものとする。

3 談合等に係る情報を得た場合の初期対応

談合等に係る情報を得た場合において、調査委員会を直ちに開催できない場合や、判断に時間を要することが見込まれる場合には、当面の措置として以下のとおり対応するものとする。

(1) 落札者決定前に談合等に係る情報を得た場合

館山市入札約款（平成6年7月8日制定。以下「入札約款」という。）第5条、又は館山市電子入札約款（平成26年4月1日制定。以下「電子入札約款」という。）第5条を適用し、入札の執行を保留する。

(2) 落札者決定後・契約締結前に談合等に係る情報を得た場合

入札約款第13条第1項ただし書又は電子入札約款第13条第1項ただし書を適用し、契約締結までの期間を延長する。

(3) 契約締結後に談合等に係る情報を得た場合

建設工事の進捗状況等の把握を速やかに行う。

第3 公正取引委員会及び千葉県警察への通報等

市長は、調査委員会が調査に値すると判断した談合等に係る情報については、当該判断を行った場合のほか、追加の情報があった場合や、入札手続等の取扱いに係る結論を得た場合など、手続の各段階において、別記様式第2に必要書類を添えて、逐次かつ速やかに公正取引委員会及び千葉県警察へ通報するものとする。

第4 調査委員会による審議等

1 談合情報について調査に値するか否かの判断

委員長は、事務局からの報告を受けた場合、調査委員会を招集し、次に掲げる基準に基づき、当該談合情報が「調査に値するか否か」について判断するものとする。

この場合において、当該情報にその時点においては未だ検証できない内容が含まれるときは、

当該内容については、その検証が可能となった後に改めて審議し、判断するものとする。

- (1) 情報提供者の氏名及び連絡先（住所、電話番号、ファックス番号、メールアドレス等）並びに次の情報が明らかである。

- ア 対象建設工事名

- イ 落札予定業者（特定建設工事共同企業体の場合は、代表者名でも可）

- (2) 情報提供者が匿名（実名と確認できる場合以外の全てをいう。）の場合は、連絡先及び前記（1）のア、イの情報が明らかであることのほか、更に次に示す情報のいずれかが含まれている。

- ア 談合に関与した業者名（落札予定業者を除く）

- イ 談合が行われた日及び場所並びに具体的な談合の方法

- ウ 落札予定金額

- エ 特定の業者から入札金額を指示されていること

- オ その他談合に参加した当事者以外に知り得ない情報（別記1による）

- (3) 複数の入札参加者から提出された資料において、通常あり得ないような共通した誤りが見受けられるなど、談合の可能性が疑われる。

- (4) その他、談合の信憑性が高いと認められる具体的な資料の提供がある。

2 官製談合情報について調査に値するか否かの判断

委員長は、事務局からの報告を受けた場合、調査委員会を招集し、当該官製談合情報が「調査に値するか否か」について判断するものとする。

調査に値するか否かの判断については、人事担当課と連携の上、上記1の基準に準じて行うものとする。

3 調査に値するか否かの判断に当たっての留意事項

- (1) 談合等に係る情報が報道機関の報道又は通報の場合であって、情報提供者の氏名、連絡先等を秘匿するとされた場合には、報道機関において把握しているものとみなし、情報提供者が明らかであるとして取扱うこと。

- (2) 落札者決定前に談合等情報を得た場合において、情報の信憑性を確認するため委員会が必要と認めるときは、当該入札を開札し結果を参照することができる。この場合、調査に値しないと判断したときは、第6、(2)による誓約書の徴取及び警告書の交付をするまで、落札者の決定は保留する。

- (3) 落札者決定前に談合等に係る情報を得て、情報の内容に落札予定業者が含まれている場合で次のいずれかに該当するときは、当該情報は、第4、1、(1)、イの落札予定業者が明らかであるとはみなさないものとする。

- ア 当該情報に係る落札予定業者が、当該工事の指名業者となっていないとき、入札参加資格がないとき、又は入札参加申請をしていないとき。

- イ 上記(2)により、開札した結果、落札予定業者が当該情報と異なるとき。

- (4) 落札者決定後に談合等に係る情報を得た場合には、既に落札者や落札金額等の入札結果

が公表されていることに留意して判断すること。

4 市長への報告

委員長は、「調査に値するか否か」の判断の結果を別記様式第3により、関係書類を添えて市長に報告するものとする。

第5 調査に値すると判断した場合の取扱いについて

1 調査委員会及び契約担当課の対応

談合等に係る情報について、調査委員会が「調査に値する」と判断した場合、判断の時点に応じ次のとおり対応するものとする。

(1) 落札者決定前

ア 契約担当課は、入札約款第5条又は電子入札約款第5条を適用し、当該入札を取りやめる。

イ 調査委員会は、辞退者を含むすべての入札参加者（入札辞退届を提出していない未入札者を含む。以下「入札参加者等」という。）に対して事情聴取を行う。

ウ 調査委員会は、入札参加者等に対して工事費内訳書の内容のヒアリング及び工事費内訳書のチェックを行う。

(2) 落札者決定後・契約締結前

ア 契約担当課は、入札約款第13条第1項ただし書又は電子入札約款第13条第1項ただし書を適用し、契約締結までの期間を延長する（第2の3の初期対応の継続を含む。）。

イ 調査委員会は、入札参加者等に対して事情聴取を行う。

(3) 契約締結後

ア 契約担当課は、建設工事の進捗状況等の把握を速やかに行う（第2の3の初期対応の継続を含む。）。

イ 調査委員会は、入札参加者等に対して事情聴取を行う。

2 事情聴取及び工事費内訳書の内容のヒアリング等の実施方法

調査委員会による入札参加者等に対する事情聴取及び工事費内訳書の内容のヒアリング等は次に掲げる事項に留意して実施するものとする。

(1) 事情聴取

ア 事情聴取の実施時期は、公正取引委員会の調査や千葉県警察等の捜査に支障がないよう配慮する。

イ 事情聴取は、委員長が指名した複数の委員又は職員により行う。

ウ 事情聴取を行う対象者は、原則として、契約締結権を有する者又はそれに準ずる者とする。

エ 事情聴取は、一者ずつ面談室等に呼び出し、別紙1を参照の上、必要事項について聞き取りを行う。

オ 事情聴取の実施に際しては、事情聴取項目が事情聴取の対象者に事前に伝わり通謀の

機会を与えることのないよう、対象者の呼出時間の設定を工夫するなど、情報管理を徹底する。

カ 事情聴取の対象者に対しては、事情聴取の内容を他者に話さないよう徹底する。

キ 聴取結果については、別記様式第4により、事情聴取書を作成する。

ク 事情聴取の報告を受けた委員長は別記様式第3により、市長へ事情聴取書を送付する。

(2) 工事費内訳書の内容のヒアリング及びチェック

ア 上記(1)のア、イ、エ、オ、カと同様に実施する。

イ 工事費内訳書のチェックは、入札参加者から提出された工事費内訳書の内容を確認し、談合等の形跡がないかを入念にチェックする。

ウ 工事費内訳書の内容のヒアリングを行う対象者は、原則として、契約締結権を有する者又はそれに準ずる者とする。

なお、積算内容等の技術的事項を説明できる者の同席を認めることは差し支えない。

エ 工事費内訳書の内容のヒアリングは、別紙2を参考として工事費内訳書における積算に係る考え方等について確認する。

オ 工事費内訳書の内容のヒアリング結果については、別記様式第5により、工事費内訳書聴取書を作成する。

カ 工事費内訳書聴取書の報告を受けた委員長は別記様式第3により、市長へ工事費内訳書聴取書を送付する。

3 職員に対する調査の実施

(1) 官製談合情報の関与職員に対する調査については、調査委員会は、人事担当課と連携し、協力するものとする。

(2) 事情聴取の実施時期は、公正取引委員会の調査や千葉県警察等の捜査に支障がないよう配慮するものとする。

第6 調査に値しないと判断した場合の取扱いについて

談合等に係る情報について、調査委員会が「調査に値しない」と判断した場合、契約担当課は判断の時点に応じ次のとおり対応するものとする。

(1) 落札者決定前（開札前）

入札参加者等から誓約書（別記様式第6-1～6-3。以下同じ。）を提出させ、入札執行に係る警告事項（別紙3。以下同じ。）を書面にて交付の上、入札を執行する。

この際、工事費内訳書の積算担当者によるチェックを行う。

(2) 落札者決定前（第4、3、(2)による開札後）

入札参加者等から誓約書を提出させ、入札執行に係る警告事項を書面にて交付の上、落札者を決定する。

(3) 落札者決定後・契約締結前

契約を締結する。

(4) 契約締結後

契約を続行する。

第7 調査後の対応について

1 談合等の事実があったと認められる場合の対応

- (1) 入札参加者等に対する事情聴取等の結果、調査委員会が明らかに談合等の事実があったと認められる証拠を得た場合には、落札者決定前、落札者決定後・契約締結前、契約締結後の段階にかかわらず、委員長は別記様式第3により、関係書類を市長に送付するものとする。

なお、市長は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第10条の規定による公正取引委員会への通知を行うものとする。

- (2) 落札者決定後・契約締結前の場合には、入札約款第7条又は電子入札約款第7条を適用して入札を無効とし、落札決定を取り消す。

委員長は、落札決定を取り消した場合は別記様式第3により、関係書類を市長に送付するものとする。

- (3) 契約締結後の場合には、調査委員会は着工工事の進捗状況等を考慮して、契約の解除の可否を判断し、委員長に連絡するものとする。

委員長は、契約を解除した場合は別記様式第3により、関係書類を市長に送付するものとする。

- (4) 関与職員への対応については、調査委員会は人事担当課に協力するものとする。

2 談合等の事実があったと認められない場合の対応

(1) 落札者決定前

調査委員会は、入札参加者等から誓約書を提出させるとともに、入札執行に係る警告事項を交付し、警告の上、下記第8により入札の再執行を検討する。

また、委員長は誓約書の写しを別記様式第3により市長へ送付するものとする。

(2) 落札者決定後・契約締結前

調査委員会は、入札参加者等から誓約書を提出させるとともに、入札執行に係る警告事項を交付し、警告の上、落札者と契約を締結するものとする。

また、委員長は別記様式第3により、誓約書の写し及び契約書の写しその他関係書類を市長へ送付するものとする。

(3) 契約締結後

調査委員会は、入札参加者等から誓約書を提出させるとともに、入札執行に係る警告事項を交付し、警告を行うものとする。

また、委員長は別記様式第3により、誓約書の写し及び開札調書の写しその他関係書類を市長へ送付するものとする。

(4) 人事担当課への報告

調査委員会は、官製談合情報について、官製談合の事実があったと認められないと判断した場合には、人事担当課にその判断理由等について、文書で報告するものとする。

第8 入札の取りやめ、入札の無効による落札決定の取消し、契約の解除後の対応について

入札の取りやめ、入札の無効による落札決定の取消し、契約の解除（以下「入札の取りやめ等」という。）をした案件について、再度、入札を実施する場合には、調査委員会と必要な調整を行った上、以下のとおり行うものとする。

1 入札方式の変更又は入札参加資格要件の再検討

- （１）指名競争入札の場合は、入札方式を一般競争入札（事後審査型）に変更する。
- （２）一般競争入札の場合は、入札参加資格要件を緩和の上、再度一般競争入札を実施する。
- （３）特別の事情があり、上記（１）、（２）によりがたい場合は、総務部管財契約課（以下「管財契約課」という。）に協議するものとする。

2 入札の再度執行に係る市長への報告

入札を再度執行した場合は別記様式第3により、再執行に係る誓約書の写し、開札調書の写しその他関係書類の写しを市長に送付するものとする。

第9 守秘義務

談合等に係る情報に接した職員は、当該情報の提供者の氏名、連絡先その他の職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。人事異動又は退職でその職を退いた後も同様とする。

第10 その他

1 談合等に係る情報管理の徹底について

談合等に係る情報は、必要最小限の職員のみが取扱うこととし、市長への報告書及び関係書類（以下「報告書等」という。）については、秘匿性の高い情報が含まれているため、事務局等は、不必要な回議を行わないなど情報の秘匿に留意すること。

また、報告書等を取扱う職員は、報告書等の作成、決裁、保存の各段階において適切に管理すること。

2 指名停止措置の加重について

誓約書を提出したにもかかわらず、その後独占禁止法第3条若しくは第8条第1号又は刑法第96条の6の規定に違反した場合、極めて不誠実な行為とみなし、館山市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成6年6月1日制定）に基づき、指名停止期間を加重して措置するものとする。

3 報道機関等との対応における留意事項

- （１）談合等に係る情報を把握した以降において、報道機関又は情報提供者から市としての対応等について説明を求められた場合には、事務局を所管する長が指名した職員が対応するものとする。
- （２）談合等に係る情報については、公正取引委員会の調査や千葉県警察等の捜査の妨げにな

らないよう、市側から外部に対し積極的に談合等に係る情報を公表するものではないことに留意するとともに、報道機関（当該談合等に係る情報の提供を受けた報道機関に限る。）又は情報提供者から求めがあった場合に限り、公正取引委員会及び千葉県警察へ通報している旨を明らかにすること。

4 館山市公正入札調査委員会

（１）趣旨

建設工事の入札の適正を期し、公正取引委員会及び千葉県警察との連携を図りつつ、談合等に係る情報に対して的確な対応を行うため、館山市公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（２）調査審議事項

委員会においては、建設工事について談合等に係る情報があった場合は、次に掲げる事項を調査、審議するものとする。

ア 談合等に係る情報の信憑性に関すること。

イ 事情聴取その他必要な調査の実施に関すること。

ウ 調査結果の分析及びこれに基づく対応の指示に関すること。

エ その他談合等に係る情報の処理に関すること。

5 公表

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成１２年法律第１２７号）第１０条及び公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成１３年３月９日閣議決定）第２、３（１）の規定により、このマニュアルを公表するものとする。

6 他の入札及び見積合せに係る談合情報への対応

（１）このマニュアルの規定は、建設工事に係る製造の請負、工事用材料の買入及び測量、調査、設計等の業務委託並びに物品の購入その他の契約（以下「建設コンサルタント業務等」という。）の入札に係る談合情報について準用する。

また、見積合せを含む随意契約に係る談合情報についても同様に準用する。

（２）建設コンサルタント業務等に係る「第８ 入札の取りやめ、入札の無効による落札決定の取消し、契約の解除後の対応について」の準用については、指名すべき業者数が不足する場合を除き、指名業者数を五割増とした上、指名競争入札により執行するものとする。

7 その他

このマニュアルにより難しい場合は、事務局と協議を行うものとする。

附 則

このマニュアルは、平成１０年３月３０日から施行する。

このマニュアルは、平成２０年６月２０日から施行する。

このマニュアルは、平成27年9月15日から施行する。

このマニュアルは、令和6年8月1日から施行する。